

青原立第121号  
令和6年7月3日

核のゴミから未来を守る青森県民の会

共同代表 阿部 一久 殿  
奥村 荣 殿  
古村 一雄 殿

青森県知事 宮下 宗一郎

質問状に対する回答について

2024年5月29日付けで提出のあった公開質問状について、別添のとおり回答します。

## 核のゴミから未来を守る青森県民の会への回答

<2024. 7. 3回答>

1. 知事はむつ中間貯蔵施設の安全協定に関する県民説明会等の意見を聞いて、最終判断することであるが、県民等の意見を聞いた結果、協定案を修正あるいは、協定を締結しないこともあり得るのか知事の考えを伺いたい。

答 現状、総合判断をするための途上であり、今後県民の皆様からいただく御意見なども踏まえ、安全確保を最優先に総合判断していきたいと考えています。

2. 東京電力柏崎刈羽原発の稼働の見込みがないことから、施設に搬入する必要性はないと考えるが、知事の見解を伺いたい。

答1 去る6月12日に開催された県議会原子力・エネルギー対策特別委員会において、東京電力ホールディングス株式会社からは、  
○柏崎刈羽原子力発電所については、現在、プラントの安全性を確保するため、一歩一步着実に健全性確認を進めているところ  
○当社としては、原子燃料サイクル事業を確実に実施していく必要があると考えており、引き続き、必要な準備等を進め、今後3か年の搬出計画を基に、計画的かつ継続的に使用済燃料を搬出して参りたい旨の説明があったところです。

2 これら事業者からの説明も含めた県議会での御議論、県民の皆様の御意見等を踏まえ、総合判断していきたいと考えています。

3. 施設から50年以内に搬出することであるが、搬出先となる再処理工場は六ヶ所再処理工場なのか、他の再処理工場であるのか、その場所、名称等を具体的に示していただきたい。（計画がある場合はその内容について）

答 去る6月12日に開催された県議会原子力・エネルギー対策特別委員会において、国からは、

- 我が国は、使用済燃料を再処理し、回収されるプルトニウム等を有効利用する核燃料サイクルの推進を基本の方針としている
- むつ中間貯蔵施設の使用済燃料については、六ヶ所再処理施設を含む、その搬出時に稼働している再処理施設において再処理が行われる旨の説明があったところです。

4. 施設から50年以内に搬出することであるが、その責任は東京電力及び日本原電にあると考えるが、知事は両社からどのような約束、担保を得ているのか、また今後得ようとしているのか。

これに対し、両電力会社はどのように対応しようとしているのか伺いたい。

答1 東京電力ホールディングス株式会社及び日本原子力発電株式会社については、平成17年10月に締結していた立地協定において当事者としての責任を明確にしています。

2 他方、これまで県議会を含め様々な御意見をいただいているところであります。今後県民の皆様の御意見等を踏まえながら、検討していきます。

5. 問4に関連して、国も、安全協定の当事者として署名するよう、知事は求めるべきと考えるが、知事の見解と対応について伺いたい。

答1 安全協定は、施設周辺地域の住民の安全の確保及び環境の保全を図るために、県、むつ市及びリサイクル燃料貯蔵株式会社との間において、相互の権利義務等について定めるものです。

2 国にあっては、我が国における原子力施設の安全性について、法令に基づく許認可、指導監督を行うこととなっております。

6. 今後、国の原子力エネルギー政策の変更や両電力会社、RFSの事情や災害等によって、50年以内に搬出されない場合の、責任の所在と対応方を明記する公文書が必要と考えるが、知事の見解と対応について伺いたい。

答1 50年以内の搬出については、立地協定や安全協定書（案）においても規定しており、県議会の場でも事業者から遵守する旨の説明があったところであり、守られないことは想定していません。

2 他方、これまで県議会を含め様々な御意見をいただいているところであります、今後県民の皆様の御意見等も踏まえながら、検討していきます。

7. 国の原子力エネルギー政策の変更や両電力会社、RFSの事情や災害等によって、50年以内に搬出されない場合の、知事の責任の取り方について、知事の見解と対応について伺いたい。

答 50年以内の搬出については、立地協定や安全協定書（案）においても規定しており、県議会の場でも事業者から遵守する旨の説明があったところであり、守られないことは想定していません。

8. 2021年に策定された第6次エネルギー基本計画では、2014年策定の第4次エネルギー基本計画同様に、核燃料サイクルの中長期的対応について「状況の進展に応じて戦略的柔軟性をもたせる」旨、また「使用済核燃料を再処理せずにそのまま埋設する『直接処分』など代替処分オプションに関する調査、研究を着実に推進する」と明記されていることは、50年後は全量再処理政策がすすめられず、むつ中間貯蔵施設から再処理工場に搬出されない事態もあり得ることを示唆していることから、国に確認するべきと考えるが、知事の見解と対応について伺いたい。

答1 去る6月12日に開催された原子力・エネルギー対策特別委員会において、国からは、

○我が国は、使用済燃料を再処理し、回収されるプルトニウム等を有効利用する核

燃料サイクルの推進を基本の方針としており、その方針を見直すことは考えてない

○むつ市の中間貯蔵施設に貯蔵される使用済燃料については、六ヶ所再処理施設を含め、その搬出時に稼働している再処理施設において再処理が行われることを想定している

○直接処分に関する調査研究については、特定放射性廃棄物の最終処分に関する基本方針において、幅広い選択肢を確保する観点から調査研究を推進するとされており、国の予算事業では、評価技術の高度化などの技術開発を実施しているとの説明があったところです。

2 原子力・核燃料サイクル政策については、国の主体性と責任の下に、安全性を第一に進められているものと考えています。

9. 現在、国には50年後も全量再処理政策を継続する長期的原子力計画は存在しないことから、50年以内に搬出し、50年後も全量再処理政策を進めるとの、長期的原子力政策の裏付けを国に求めるべきと考えるが、知事の見解と対応について伺いたい。

答1 国によると、

○現行の第6次エネルギー基本計画では、

- ①高レベル放射性廃棄物の減容化、
- ②有害度の低減、
- ③資源の有効利用、

などの観点から、核燃料サイクルを推進することを我が国の基本の方針としている。

○次期エネルギー基本計画においても、こうした核燃料サイクルの意義等について、引き続きしっかりと位置づけるべく、検討を進めていくこととしており、再処理方針を変更することは考えていない。

とのことです。

2 原子力・核燃料エネルギー政策については、国において、我が国のエネルギー安全保障等をしっかりと見据え、安全確保を第一に、中長期的に責任をもって取り組んでいただきたいと考えています。

10. これまで国が策定した下記の原子力長期計画の具体的な事業が実現していないことから、50年後に再処理できるとする具体的な根拠を、上記の計画以外に国及び両電力会社に求めるべきと考えるが、知事の見解と対応について伺いたい。  
(記) 昭和62年に策定した原子力研究開発長期計画で、六ヶ所再処理工場の操業開始を1990年代半ば、高速増殖炉の実証炉着工を90年代後半、第二再処理工場を2010年運転開始目途としながら、実現していない。  
平成6年策定の同長期計画では、高レベル放射性廃棄物最終処分場操業開始を2030年代から2040年代半ばとしたが、実現していない。

答1 国によると、

- 我が国は、使用済燃料を再処理し、回収されるプルトニウム等を有効利用する核燃料サイクルの推進を基本的方針としている
  - この方針は、国のエネルギー政策の基本的方向性を示す「エネルギー基本計画」において、平成15年の初回策定以来、一貫して明確に位置付けているものであり、この方針を見直すことは考えていない
  - その上で、同計画では、核燃料サイクル政策の一環として、中間貯蔵施設の建設や活用を推進することとしており、当然ながら、同施設に貯蔵した使用済燃料を全て搬出する時点においても、再処理施設を稼働させ、再処理を行うことを想定している
  - 次期エネルギー基本計画においても、こうした方針をしっかりと位置付けるべく、検討を進めていきたい  
とのことです。
- 2 また、東京電力ホールディングス株式会社及び日本原子力発電株式会社によると、
- 使用済燃料を再処理し有効活用する原子燃料サイクルは、国の基本的方針として明示されている
  - こうした国の方針に沿って、RFSからの搬出時にも、必要な再処理工場の稼働が確保されるものと承知している
  - 事業者としては、引き続き、原子燃料サイクル政策にしっかりと協力していく
  - RFSの中間貯蔵施設については、50年の期限の範囲内で使用済燃料を貯蔵し、その搬出時に稼働している再処理工場で処理していく  
とのことです。
- 3 原子力・核燃料サイクルについては、国・事業者において、安全確保を第一に、中長期的に責任を持って取り組んでいただきたいと考えています。

11. 中間貯蔵施設2棟目の建設、操業スケジュール等について、両電力会社からどのような説明を受けているか、又まだ決まっていないのであれば、両電力会社に求めるべきと考えるが、知事の見解と対応について伺いたい。

答 東京電力ホールディングス株式会社及び日本原子力発電株式会社によると、  
○まずは、事業開始に向けた取組に最大限注力し、その上で、中長期的な計画については、必要な検討を進め、まとまり次第、適切な時期に示したいとのことであり、適切な時期に中長期的な見通しを示していただきたいと考えています。

12. 両電力会社が現在保有保管している使用済核燃料の量と、原発毎の最大保管能力及び今後の発生見込量の5年毎の試算を求めるべきと考えるが、知事の見解と対応について伺いたい。

答1 東京電力ホールディングス株式会社によると、  
○柏崎刈羽原子力発電所については、2024年3月末における使用済燃料の管理容量は、2,909トンU(16,915体)、貯蔵量は2,370トンU(13,734体)となっている  
○また、現時点では、再稼働の計画も見通せず、今後の使用済燃料の発生量を正確に見通すことは困難な状況だが、搬出計画などについて必要な検討を進めているところである  
とのことです。

2 日本原子力発電株式会社によると、  
○東海第二発電所については、現在の使用済燃料の管理容量は、435トンU(2,523体)、貯蔵量は374トンU(2,165体)、敦賀発電所については、現在の管理容量は、709トンU(1,541体)、貯蔵量は502トンU(1,094体)である  
○また、現時点では、再稼働の計画も見通せず、今後の使用済燃料の発生量を正確に見通すことは困難な状況だが、搬出計画などについて必要な検討を進めているところである  
とのことです。

3 今後の計画については、2棟目も含めて、適切な時期に中長期的な見通しを示していただくことが大切だと考えます。

13. 最近各原子力発電所で乾式貯蔵計画が進められているが、両電力会社の乾式貯蔵計画の内容、又は今後の計画策定の予定について、両電力会社に確認するべきと考えるが、知事の見解と対応について伺いたい。

答 本年1月に開催された第7回使用済燃料対策推進協議会の「各社の使用済燃料対策方針」によると、東京電力ホールディングス株式会社及び日本原子力発電株式会社の当面及び将来の使用済燃料対策方針は、リサイクル燃料備蓄センターへの搬出とされているところです。

14. 事故のあった東京電力福島第一原発で保管している使用済核燃料も、むつ中間貯蔵施設で貯蔵される計画になっているのか、東京電力に確認すべきと考えるが、知事の見解と対応について伺いたい。

答 東京電力ホールディングス株式会社によると、  
○福島第一原子力発電所の使用済燃料については、現在、構内に仮キャスク保管施設を設け、順次保管しているところである。  
○将来的な構外への搬出については、廃止措置工程全体の中で検討していくこととしている  
とのことであり、そのように受け止めています。

15. 今年1月に発生した能登半島地震を教訓とし、施設周辺の海底活断層及び隆起再現断層が、施設の地震動評価に与える影響の調査と審査を、国と事業者に求めるべきと考えるが、知事の見解と対応について伺いたい。

答 去る6月12日に開催された県議会原子力・エネルギー対策特別委員会において、原子力規制庁からは、  
○令和6年能登半島地震については、地震調査研究推進本部等の関係機関において

調査・検討が進められており、それらの調査・検討によって得られた知見を、原子力規制庁が公開で実施する技術情報検討会において、確認している

○現時点では把握できている情報からは、ただちに規制に反映すべき新たな知見は得られておらず、現行の基準を改正する必要性は認識していない。このため、リサイクル燃料備蓄センターについて追加で審査が必要とは考えていない。

○各研究機関や学協会等の調査により日々知見の更新が図られていることから、今後も引き続き情報収集を行い、規制に取り入れる必要があるかどうか、必要があるとすればどのように取り組んでいくのかについて適切に判断していく旨の説明があったところであり、引き続き、安全性を第一に対応していただきたいと考えています。

16. 東北電力東通原発の安全審査で、国は1,000万年に一度の津波への対応を求めているが、県は同様の津波対策を中間貯蔵施設でも行うよう国と事業者に求めるべきと考えるが、知事の見解と対応について伺いたい。

答 リサイクル燃料貯蔵株式会社によると、

○使用済燃料中間貯蔵施設は、炉心の著しい損傷等に相当する重大事故が想定されないため、新規制基準においても、重大事故等の拡大防止対策は求められない

○リサイクル燃料備蓄センターは、当該基準に沿った対策をしているとのことであり、特段、国、事業者に対応を求めるることは考えていません。

17. 施設に搬入された後に、放射能漏れ等の事故が発生し、金属キャスクの安全性に問題が生じた場合に施設で検査、補修する設備がないことから、発生元に返却するのか、又発生元が閉鎖等で補修できない場合の対応について、知事がどのような説明を受けているか、知事の認識と対応について伺いたい。

答 リサイクル燃料貯蔵株式会社によると、

○リサイクル燃料備蓄センターは、金属キャスクから放射性物質が放出されるような重大な原子力事故は想定されておらず、国の原子力災害対策指針において、「原子力防災対策重点区域」(PAZ、UPZ)の必要がない施設とされている

○金属キャスクの内側に一次蓋、外側に二次蓋が付いており、放射性物質等の漏え

いには至らない場合でも、仮に、金属キャスクの二次蓋に不具合が発生した場合には、貯蔵建屋内で二次蓋金属ガスケット(パッキン)を交換することとなる  
○一次蓋の不具合の場合については、三次蓋をして親会社と搬出を含めた対応を協議することとなる  
とのことであり、安全性を第一に対応していただくものと考えています。

18. 政府が核燃料サイクルあるいは使用済み核燃料全量再処理の中止、または中斷を決めた時点で、貯蔵期限内でも搬入物の返却の確約を国及び両電力会社から得る考えがないか、知事の見解を伺いたい。

答 これまでも県議会を含め様々な御意見をいただいているところであります、今後は県民の皆様の御意見等も踏まえながら、検討していきます。

19. 今年はエネルギー基本計画の更新が予定されているが、問8で指摘したように、基本計画で核燃料サイクル事業と中間貯蔵施設の位置づけを見極めた後に、本施設操業を判断することもあると考えるが、知事の見解について伺いたい。

答1 国によると、

- 我が国は、使用済燃料を再処理し、回収されるプルトニウム等を有効利用する核燃料サイクルの推進を基本の方針としている
- この方針は、国のエネルギー政策の基本的方向性を示す「エネルギー基本計画」において、平成15年の初回策定以来、一貫して明確に位置付けているものであり、この方針を見直すことは考えていない
- その上で、同計画では、核燃料サイクル政策の一環として、中間貯蔵施設の建設や活用を推進することとしており、当然ながら、同施設に貯蔵した使用済燃料を全て搬出する時点においても、再処理施設を稼働させ、再処理を行うことを想定している
- 次期エネルギー基本計画においても、こうした方針をしっかりと位置付けるべく、検討を進めていきたい  
とのことです。

2 県議会での御議論や県民の皆様の御意見等を踏まえ、安全確保を最優先に、総合

判断をしていきたいと考えています。

20. 50年以内に搬出する担保として、福島原発事故で発生した除去土壌等の中間貯蔵施設から「貯蔵開始後30年以内に福島県外に搬出する必要な措置を講ずる」旨の法律が制定されたように、搬出の立法措置を国に求める考えがないか、知事の見解と対応について伺いたい。

答1 50年以内の搬出については、立地協定や安全協定書（案）においても規定しており、県議会の場でも事業者から遵守する旨の説明があったところであり、守られないことは想定していません。

2 他方、これまで県議会を含め様々な御意見をいただいているところであります。今後県民の皆様の御意見等も踏まえながら、検討していきます。

21. 中間貯蔵施設に関する安全協定（案）では、両電力会社を立会人としているが、立会人の責任の内容とその果たし方が曖昧であるので、具体的に示していただきたい。

また、それはどのような公文書によって確認されているのか伺いたい。

答 リサイクル燃料貯蔵株式会社が、安全協定書（案）の各項目を遵守できるよう、責任を持って指導、助言に当たる役割として、東京電力ホールディングス株式会社及び日本原子力発電所株式会社を立会人としたところです。

22. 両電力会社の責任は、搬出時期、金属キャスクの安全性等広範囲多岐であり、立会人ではなく、当事者としての責任を明確にする新たな公文書を取り交わす考えがないか、知事の見解と対応について伺いたい。

答1 東京電力ホールディングス株式会社及び日本原子力発電株式会社については、平成17年10月に締結していた立地協定において当事者としての責任を明確にしています。

2 他方、これまで県議会を含め様々な御意見をいただいているところであり、今後県民の皆様の御意見等を踏まえながら、検討していきます。

23. 協定（案）2条に「新たな知見を踏まえた上」とあるが、能登半島地震及び福島原発事故の反省、教訓、知見も含まれると考えるが、具体的内容について伺いたい。

答1 リサイクル燃料備蓄センターについては、東京電力福島第一原子力発電所の事故を踏まえ策定された新規制基準による適合性審査に合格した施設であると認識しています。

2 安全協定書（案）第2条は、地震や津波といった自然災害などを含め、新たな知見が得られた場合には、それを踏まえた上で安全性の向上に取り組むことを求めたものです。

24. 協定（案）4条に「施設から搬出する」とあるが「六ヶ所高レベル放射性廃棄物貯蔵管理センターに関する安全協定」第3条に倣い、「両電力会社に搬出させる」とし、両電力会社の責任を明記する考えがないのか、知事の見解と対応について伺いたい。

答1 平成17年に県、むつ市、東京電力株式会社及び日本原子力発電株式会社との間で締結した「使用済燃料中間貯蔵施設に関する協定書」において、使用済燃料は、貯蔵期間の終了までに貯蔵施設から搬出するものとする、と規定しており、搬出に係る両社の責任は明確であると考えています。

2 他方、これまで県議会を含め様々な御意見をいただいているところであり、今後県民の皆様の御意見等も踏まえながら、検討していきます。

25. 協定（案）22条の違反時の措置の規定は曖昧であり、罰則規定を設け、また、その内容によっては両電力会社の責任に関するものもある事から、両電力会社の責任の果たし方も明記する考えがないか、知事の見解と対応について伺いたい。

答1 安全協定は、施設周辺地域の住民の安全の確保及び環境の保全を図ることを目的として、県、むつ市、リサイクル燃料貯蔵(株)との間で締結するものであり、主に施設の安全性に係る事項について取り決めています。

2 安全協定書（案）第22条に定める「違反時の措置」は、安全協定に定められている事項に違反した行為を改めることにより、安全協定の目的に資するよう、必要な措置をとるものです。

26. 本施設は、立地基本協定で両電力会社の使用済核燃料の施設としていながら、令和3年に国と電気事業連合会が、県及びむつ市に他電力会社との「共同利用」を提案したことは協定に反し、知事は国と電事連から本施設を他電力会社が「共同利用」しない約束を得るべきと考えるが、知事の見解と対応について伺いたい。

答 去る6月12日に開催された県議会原子力・エネルギー対策特別委員会においても、国や電気事業連合会から、共同利用については、検討に着手する前の段階である旨の説明があったところであり、共同利用案というもののそのものが青森県内には、今の時点では存在していないものと考えています。

27. 本施設には、プルサーマル原発の使用済MOX燃料を搬入しないことを、協定（案）に明記する考えがないか、知事の見解と対応について伺いたい。

答1 平成17年に締結した立地協定が引用している、平成16年に東京電力株式会社（現在の東京電力ホールディングス株式会社）が県に提出した「リサイクル燃料備蓄センターの概要」では、リサイクル燃料備蓄センターは東京電力株式会社及び日本原子力発電株式会社から発生する使用済燃料を貯蔵するとされており、これがリサイクル燃料備蓄センターに搬入されるものです。

2 安全協定書（案）はこれを前提に作成しているものです。

28. 本施設は、2棟目の操業時期が不明なことから、50年以上の長期間、施設の安全性や搬出の不安等の問題に悩まされることは、県民生活と県政推進に大きなマイナスと考えるが、知事の見解と対応について伺いたい。

答 今後の計画については、事業者において、2棟目も含めて、適切な時期に中長期的な見通しを示していただくことが大切だと考えます。

29. 使用済核燃料は再処理されなければ高レベル放射性廃棄物（核のゴミ）として処分されることから、他原発立地自治体では、同燃料の長期保管、中間貯蔵を拒否して来たものを本県が受け入れる理由はなく、かつ多額の費用をかける経済的合理性と政策的妥当性のない本施設の操業は、国策失敗の犠牲を本県に押し付けるもので拒否すべきと考えるが、知事の見解と対応について伺いたい。

答1 エネルギー資源に乏しい我が国は、原子力・核燃料サイクル政策の推進をエネルギーの基本政策としており、その方針はエネルギー基本計画やGX実現に向けた基本方針でも示されています。また、昨年8月に開催された核燃料サイクル協議会においても、内閣官房長官から、安全性の確保を第一に、しっかりと核燃料サイクル政策を進めていく旨の発言がありました。

2 電力の安定的かつ安価な供給、脱炭素社会実現のためには、安全性の確保を大前提とした原子力発電や核燃料サイクルは必要なものと考えています。これまで安全確保を第一義に、地域振興に寄与することを前提として原子力施設の立地に協力してきており、引き続き、県民の安全確保を第一に、適切に対応していきます。

30. 50年以内に搬出する再処理工場を特定できず、搬出の具体的明確な担保を得ることもせず、説明不十分な本施設の操業は、次世代に重大な禍根を残す懸念が高いことから認めるべきではないと考えるが、知事の見解と対応について伺いたい。

答1 搬出先について、国・事業者からは

○六ヶ所再処理工場も含め、その搬出時に稼働している再処理工場で処理していくことを想定している  
との説明がありました。

2 また、50年以内の搬出については、立地協定や安全協定書（案）においても、規定しているところです。

3 他方、これまでも県議会を含め様々な御意見をいただいているところであり、今後県民の皆様の御意見等も踏まえながら、検討していきます。

3 1. 本施設の操業を認めることは、六ヶ所の高レベル放射性廃棄物、六ヶ所再処理工場から発生する高レベル放射性廃棄物、低レベル放射性廃棄物、東通原発の使用済核燃料、大間原発の使用済MOX燃料、原船むつの放射性廃棄物及び県内原子力施設の解体で発生する放射性廃棄物等の、県内からの搬出にも悪影響を与える、下北半島全域が、我が国最大の「核のゴミ集積地」となる流れをつくる糸口になりかねず、青森県のイメージを損ね、子どもたちに負の遺産を増やす本施設事業は中止すべきと考えるが、知事の見解と対応について伺いたい。

答1 エネルギー資源に乏しい我が国は、原子力・核燃料サイクル政策の推進をエネルギーの基本政策としており、その方針はエネルギー基本計画やG×実現に向けた基本方針でも示されています。また、昨年8月に開催された核燃料サイクル協議会においても、内閣官房長官から、安全性の確保を第一に、しっかりと核燃料サイクル政策を進めていく旨の発言がありました。

2 原子力発電・核燃料サイクルについては、国・事業者において、安全確保を第一に、当面する課題を解決しながら、中長期的に責任をもって取り組んでいただきたいと考えています。

3 むつ中間貯蔵施設に係る安全協定の締結については、県議会での御議論や県民の皆様の御意見等を踏まえ、安全確保を最優先に総合判断していきます。